

文化をめぐる諸状況についての関連データ集

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 諸外国との文化関係予算との比較 | 1 |
| 2. 文化庁予算の推移(使途別) | 3 |
| 3. 地方公共団体の文化関係経費の推移 | 4 |
| 4. 文化振興のための条例制定状況 | 7 |
| 5. 文化関係の税制 | 8 |

欧米4ヶ国との文化関係予算の比較

各国の文化関係予算は、それぞれ文化行政の組織や制度、文化関係予算の範囲・内容等を異にしていることから、国家予算に占める比率を単純に国際比較することは困難であるが、あえて比較すると次のとおりである。

【国家予算に占める比率】

国名	予算額 (億円)	比率 (%)	年度	備考
日本	1,016	0.12	2005	文化庁平成17年度予算
フランス	3,819	0.96	2005	文化・コミュニケーション省予算
ドイツ	1,476	0.42	2005	連邦政府の文化関連予算
イギリス	2,486	0.26	2005	文化・メディア・スポーツ省予算
アメリカ	923	0.03	2005	①米国芸術基金予算(NEA) ②スミソニアン機構予算 ③内務省国立公園部文化財保護予算

【文化庁調べ】

(注) 1. 比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。

2. 予算額は、1ユーロ=137円 1ドル=113円
1ポンド=201円 として換算。(レートはH.18.1.上旬)

3. ドイツについては、連邦政府全体で文化関連予算を関係省庁に配分している。

4. イギリスについては、表の文化・メディア・スポーツ省の予算額は、我が国の文化関係予算と比較するため、観光、スポーツ、放送等にかかる予算額を差引いたものである。

5. アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少ない。

アジア等3カ国との文化関係予算の比較

(UFJ総合研究所等調べ)

各国の文化関係予算は、それぞれ文化行政の組織や制度、文化関係予算の範囲・内容等を異にしていることから、国家予算に占める比率を単純に国際比較することは困難であるが、あえて比較すると次のとおりである。

【国家予算に占める比率】

国名	予算額 (億円)	比率 (%)	年度	備考
日本	1,016	0.12	2005	文化庁平成17年度予算
韓国	1,274	0.95	2005	文化観光部・文化財庁予算
中国	575	0.30	2003	文化部予算(国家文物局)
豪州	1,072	0.77	2002-03	連邦政府の文化関係予算

(注) 1. 比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。

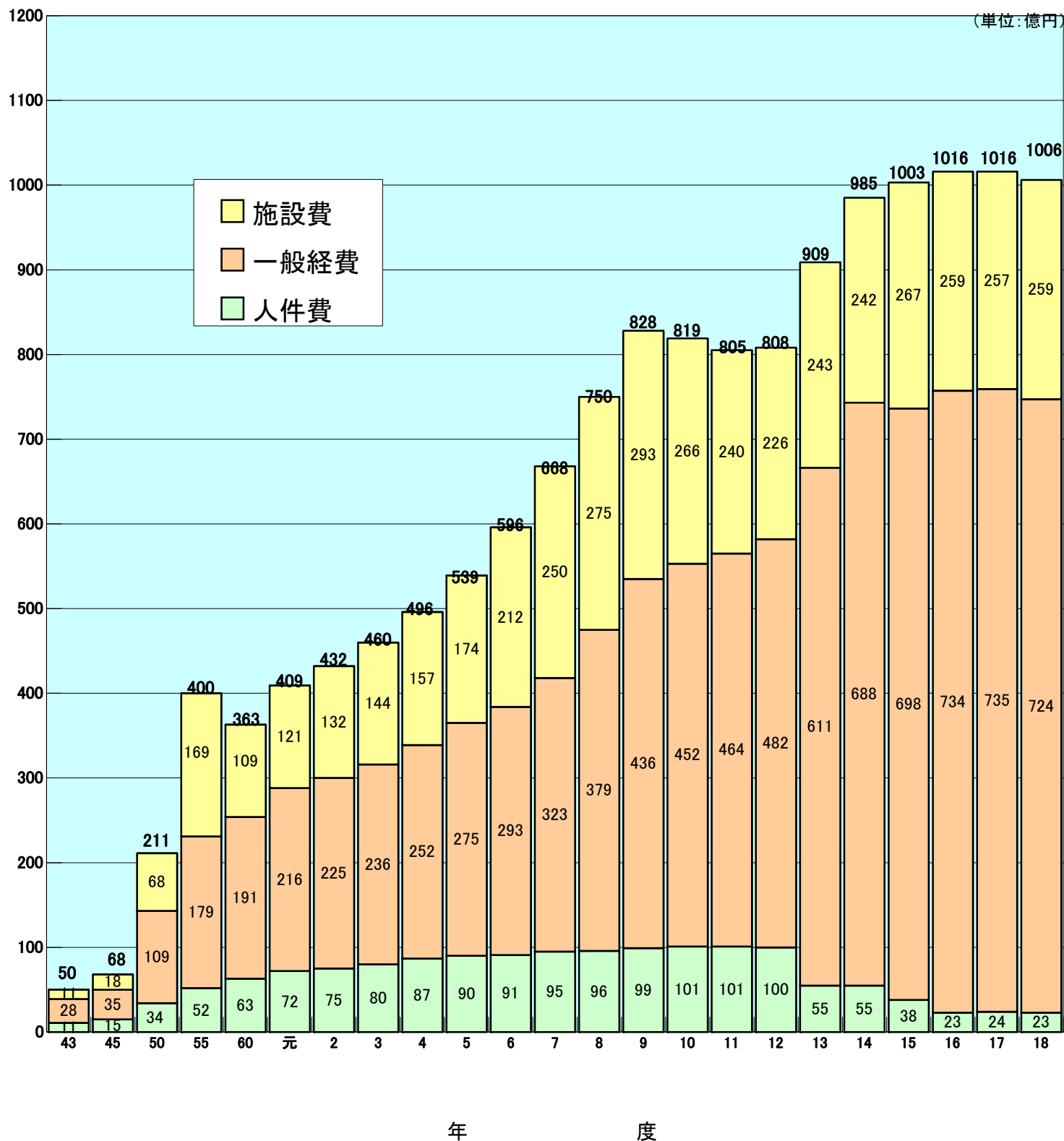
2. 予算額は、
 100ウォン=10.15円 1人民元 =8.0742円
 1豪ドル =81.87円 として換算。(レートはH. 17. 1. 14)

3. 韓国については、我が国の文化関係予算と比較するため 文化観光部の予算額から観光及び体育青少年に係る予算額を差引き、文化財庁の予算額を加えた額である。

4. 中国の国家予算は公表されていないため、文献及び関係者からのヒアリングを通じて得た金額である。

5. 豪州については、コミュニケーション・情報技術・芸術省及び環境自然・文化遺産省の予算のうち、文化関係予算を合計したもの。

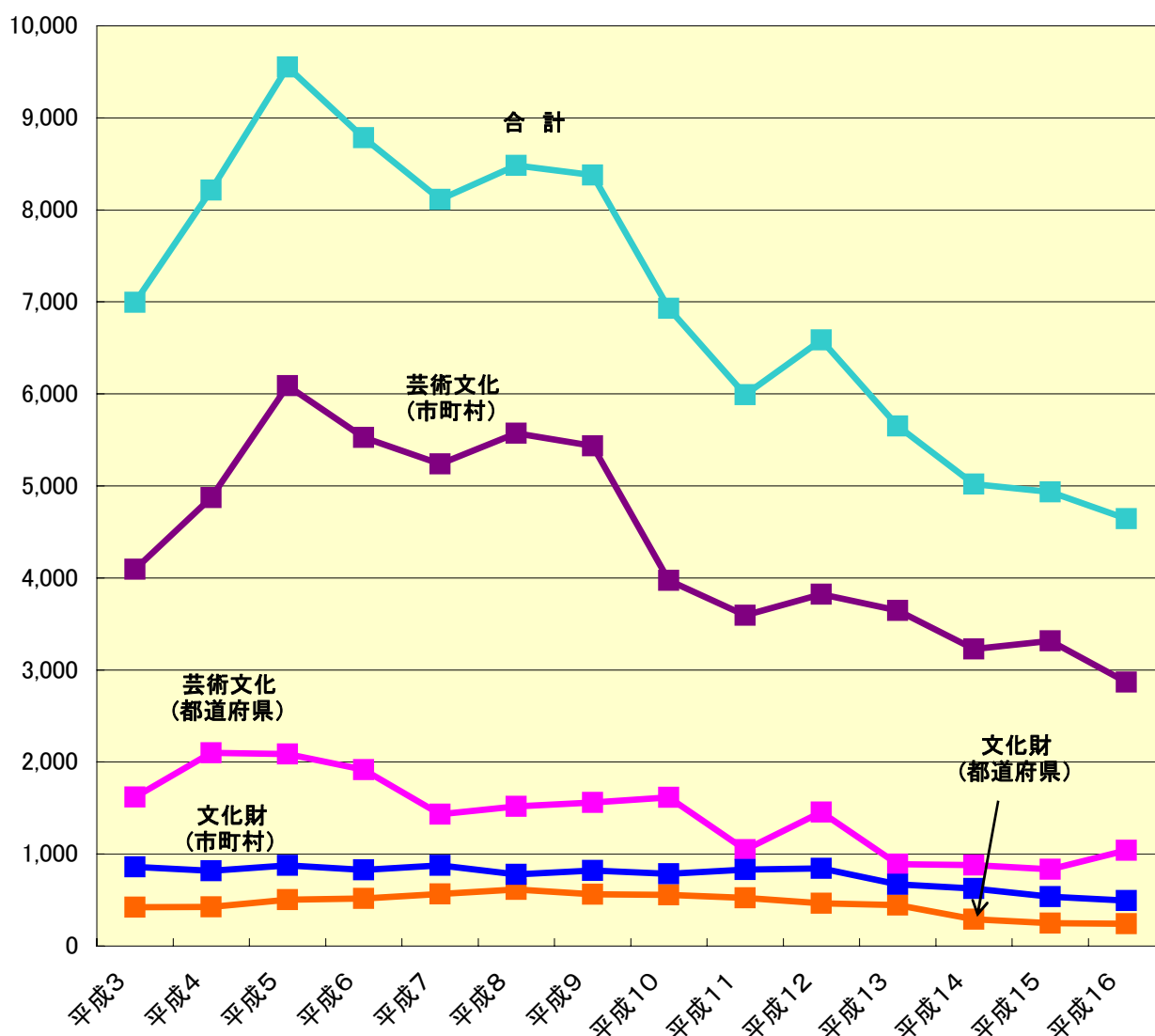
文化庁予算額の推移（使途別）



地方公共団体の文化関係経費の推移

◆ A (総括表)

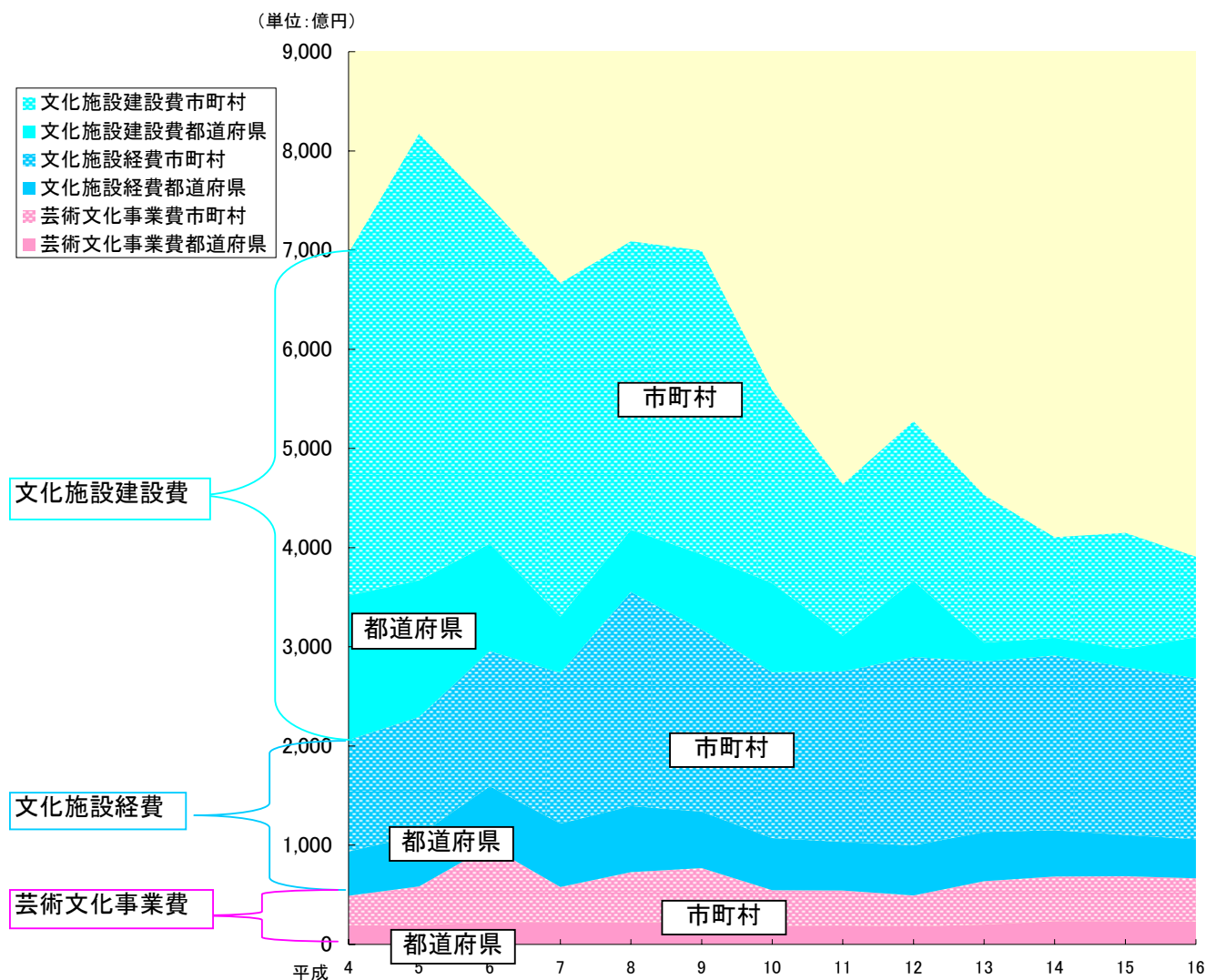
(億円)



(単位:億円 文化庁調べ)

		平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
都道府県	芸術文化	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517	1,560	1,614	1,045	1,455	888	879	834	1,040
	文化財	421	425	502	516	566	615	562	557	523	464	445	292	249	243
	小計	2,041	2,523	2,587	2,431	1,998	2,132	2,122	2,171	1,568	1,919	1,333	1,171	1,083	1,283
市町村	芸術文化	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572	5,436	3,972	3,593	3,822	3,645	3,226	3,316	2,869
	文化財	860	819	876	826	875	779	820	785	831	845	672	624	535	493
	小計	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,351	6,256	4,757	4,424	4,667	4,317	3,850	3,851	3,362
合計		6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,483	8,378	6,928	5,992	6,586	5,650	5,021	4,934	4,645

◆B(地方公共団体における芸術文化経費の推移表)



(単位:億円 文化庁調べ)

	芸術文化事業費都道府県	芸術文化事業費市町村	文化施設経費都道府県	文化施設経費市町村	文化施設建設費都道府県	文化施設建設費市町村	合計
平成4年度	193	296	447	1,125	1,458	3,452	6,971
平成5年度	190	393	518	1,192	1,377	4,501	8,175
平成6年度	225	764	606	1,361	1,084	3,401	7,443
平成7年度	225	354	639	1,520	567	3,364	6,671
平成8年度	220	508	666	2,158	630	2,906	7,089
平成9年度	231	539	569	1,834	760	3,062	6,996
平成10年度	189	356	526	1,672	899	1,942	5,586
平成11年度	190	354	491	1,715	363	1,525	4,638
平成12年度	182	311	506	1,900	766	1,610	5,277
平成13年度	200	437	497	1,716	191	1,491	4,533
平成14年度	234	449	467	1,762	179	1,015	4,106
平成15年度	234	454	415	1,693	185	1,169	4,150
平成16年度	233	435	392	1,624	415	810	3,909

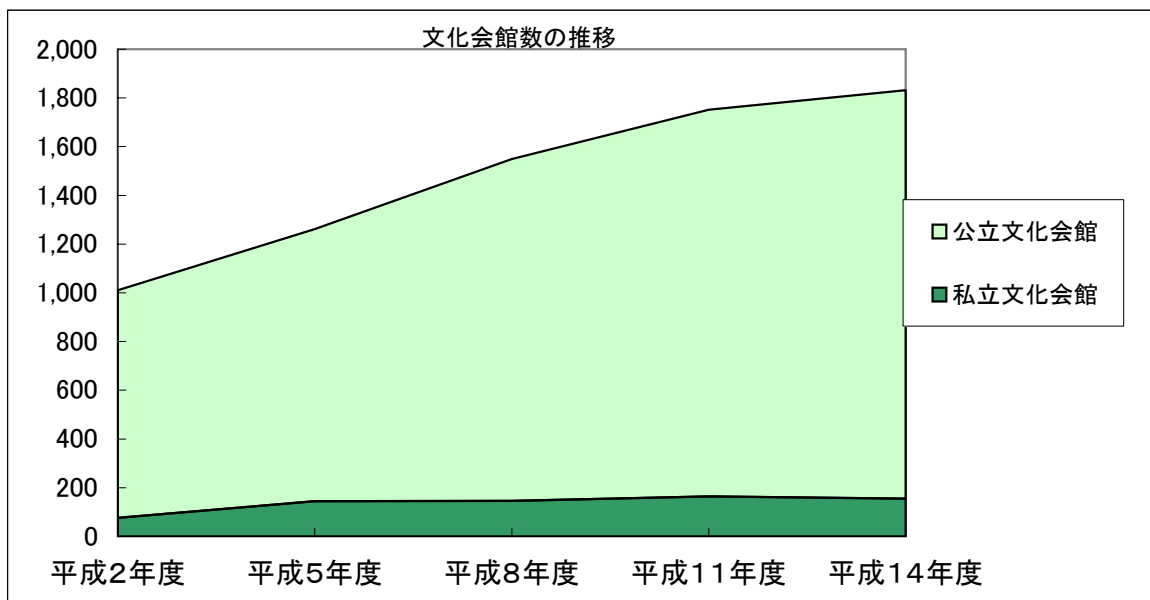
※経費の積み上げと合計額は億円単位で切る関係で必ずしも一致しない。

◆C(文化会館数の推移)

※座席数300席以上のホールをもつ文化会館対象

	公立文化会館	私立文化会館	合計	増減	増減率
平成2年度	934	76	1,010		
平成5年度	1,116	145	1,261	251	24.9%
平成8年度	1,403	146	1,549	288	22.8%
平成11年度	1,587	164	1,751	202	13.0%
平成14年度	1,677	155	1,832	81	4.6%

(社会教育調査 文部科学省調べ)

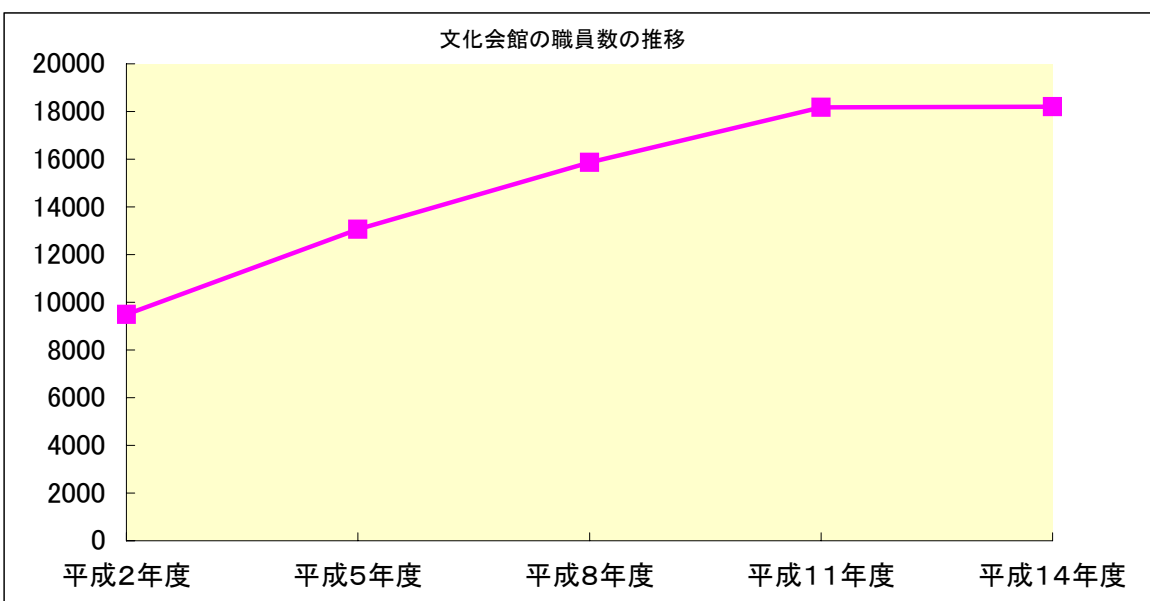


◆D(文化会館の職員数の推移)

※座席数300席以上のホールをもつ文化会館対象

	職員数	増減	増減率
平成2年度	9,496		
平成5年度	13,064	3,568	37.6%
平成8年度	15,865	2,801	21.4%
平成11年度	18,170	2,305	14.5%
平成14年度	18,198	28	0.2%

(社会教育調査 文部科学省調べ)



文化振興のための条例制定状況

文化振興のための条例の制定状況（施設条例等の管理運営に関する条例は除く。）

① 都道府県

No	都道府県名	条例名	制定年度
1	北海道	北海道文化振興条例	平成6年度
2	宮城県	宮城県文化芸術振興条例	平成16年度
3	福島県	福島県文化振興条例	平成15年度
4	東京都	東京都文化振興条例	昭和58年度
5	富山県	富山県民文化条例	平成8年度
6	京都府	京都府文化力による京都活性化推進条例	平成17年度
7	大阪府	大阪府文化振興条例	平成16年度
8	鳥取県	鳥取県文化芸術振興条例	平成15年度
9	徳島県	徳島県文化振興条例	平成16年度
10	熊本県	熊本県文化振興基本条例	昭和63年度
11	大分県	大分県文化振興条例	平成15年度
12	鹿児島県	鹿児島県文化芸術の振興に関する条例	平成16年度

② 政令指定都市

No	市名	条例名	制定年度
1	川崎市	川崎市文化芸術振興条例	平成15年度
2	大阪市	大阪市芸術文化振興条例	平成15年度

③ 中核市

No	市名	条例名	制定年度
1	秋田市	秋田市文化振興条例	昭和57年度
2	横須賀市	文化振興条例	昭和60年度

④ 市町村

No	都道府県名	市区町村名	条例名	制定年度
1	北海道	士別市	士別市文化振興条例	平成9年度
2		苫小牧市	苫小牧市民文化芸術振興条例	平成13年度
3		様似町	様似町文化振興条例	平成5年度
4		釧路市	釧路市文化振興条例	昭和49年度
5	宮城県	気仙沼市	気仙沼市文化芸術振興条例	平成14年度
6	福島県	矢吹町	矢吹町文化・スポーツ振興条例	平成7年度
7	茨城県	牛久市	牛久市文化芸術振興条例	平成14年度
8		つくば市	つくば市文化芸術振興基本条例	平成16年度
9	東京都	千代田区	千代田区文化芸術基本条例	平成15年度
10		目黒区	目黒区芸術文化振興条例	平成14年度
11		渋谷区	渋谷区文化芸術振興基本条例	平成16年度
12		板橋区	板橋区文化芸術振興基本条例	平成17年度
13		練馬区	練馬区文化芸術振興条例	平成16年度
14		足立区	足立区文化芸術振興基本条例	平成16年度
15		江戸川区	江戸川区文化振興条例	昭和61年度
16		立川市	立川市文化芸術まちづくり条例	平成16年度
17	長野県	松本市	松本市文化芸術振興条例	平成15年度
18	愛知県	春日井市	春日井市文化振興基本条例	平成14年度
19	三重県	津市	津市文化振興条例	昭和58年度
20		四日市市	四日市市文化振興条例	平成14年度
21	京都府	八幡市	八幡市文化芸術振興条例	平成16年度
22		城陽市	城陽市文化芸術の振興に関する条例	平成17年度
23	島根県	出雲市	出雲市文化のまちづくり条例	平成9年度
24	香川県	丸亀市	丸亀市文化振興条例	平成16年度
25	福岡県	太宰府市	太宰府市文化振興条例	平成9年度
26		飯塚市	飯塚市文化振興基本条例	平成14年度
27		杷木(はき)町	杷木町文化芸術振興条例	平成16年度

文化関係の税制について

○国税

事項	措置内容	適用年度	
特定公益増進法人	[公益法人](文部科学大臣認定) ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	[個人の寄付金] 「寄付金(所得金額の30%を限度)－5千円」を所得控除(所得税) [法人の寄付金] 一般の寄付金とは別に「(所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1/2」を損金算入(法人税)	昭和51年度 (登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度)
	[独立行政法人] ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会(平成15年10月～)		平成13年度
認定特定非営利活動法人	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄付金と同様の取扱い(所得税・法人税)	昭和62年度
指定寄付金	[公益法人] ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	[個人の寄付金] 「寄付金(所得金額の30%を限度)－1万円」を所得控除(所得税)	昭和40年度
	[独立行政法人] ・国立美術館・国立博物館・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	[法人の寄付金] 寄付金を全額損金算入(法人税)	平成13年度
相続財産の寄付	[公益法人](文部科学大臣認定) ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税(相続税)	昭和52年度
	[独立行政法人] ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会(平成15年10月～)		平成13年度
	[認定特定非営利活動法人] ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度

事 項	措 置 内 容	適 用 年 度	
重要文化財等の譲渡 所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財(動産または建物)の譲渡(平成19年12月31日まで)	非課税(所得税)	昭和47年度
	・国、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財に準ずる文化財の譲渡(平成19年12月31日まで)	1/2課税(所得税)	昭和47年度
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除(所得税)、損金算入(法人税)	昭和45年度
重要文化財の相続・ 贈与	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除(相続税・贈与税)	平成15年度
	・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)	平成15年度
	・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)	平成15年度
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度

○地方税

事 項	措 置 内 容	適 用 年 度	
重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物(家屋及びその敷地)	非課税(固定資産税・特別土地保有税・都市計画税)	昭和25年度
	・登録有形文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・登録有形民俗文化財(家屋)	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・登録記念物(家屋及びその敷地)	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・重要文化的景観を形成している家屋(文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地	1/2課税(固定資産税)	平成17年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	非課税(固定資産税・都市計画税)	平成元年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減(固定資産税・都市計画税)	平成12年度

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。